新潟県農林公社分収林事業 共同事業体運用基準

（趣　旨）

第１　この基準は、新潟県農林公社が発注する分収林事業に係る共同事業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２　この基準において、共同事業体とは、優良な森林整備事業者の育成と利用間伐の推進を図るため、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施行力を強化することを目的として結成する共同事業体をいう。

（対象事業）

第３　共同事業体の対象事業は分収林事業のうち企画提案型利用間伐等促進事業とする。

（構成員数）

第４　共同事業体の構成員数は、２又は３を原則とする。

（構成員の要件）

第５　共同事業体のすべての構成員は、企画提案型利用間伐等促進事業実施要綱第６条に基づくものとする。

（結成方法）

第６　共同事業体の結成方法は、自主結成とする。

（工事の施工方式）

第７　この基準に定める共同事業体の運営形態は、各構成員がそれぞれの担当を地区または作業種毎に定め、それぞれが責任をもって施工する分担方式とする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（代表者）

第８　共同事業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

（企画提案型競争入札参加資格審査申請及び承認）

第９　共同事業体は、入札参加資格申請に当たって、次の各号に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

(1) 共同事業体入札参加資格審査申請書　　　　　　　　　　　　　（別記第１号様式）

(2) 共同事業体協定書の写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別記第２号様式）

２　代表理事は前項の申請があった場合は速やかに審査をし、適切と認めた場合には参加資格を承認し、承認書を（別記第３号様式）交付するものとする。

（資格審査申請書の変更届）

第10　共同事業体は、共同事業体入札参加資格審査申請書に記載した事項等に変更があったときは直ちに共同事業体入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第４号様式）に変更事項を証する書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

（共同事業体の解散届）

第11　共同事業体は、これを解散したときは、直ちに共同事業体解散届（別記第５号様式）を代表理事に提出しなければならない。

附則

　この運用基準は、平成２９年４月１２日から実施する。